

令和5・6年度 幕別町競争入札参加資格審査申請作成の手引き【物品購入・業務委託等】

1 申請書類

様式1から7については、幕別町独自様式となるので、町ホームページにてダウンロードすること。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nyusatsu/index.html

申請書の記載方法、添付書類等の詳細については別紙2「物品購入、業務委託、買い入れの申請書類一覧表」を参照すること。

2 申請書類の提出

受付期間 令和5年1月16日（月）から令和5年2月15日（水）まで

原則、申請はインターネットによる電子申請の受け付けとなります。利用する場合は、町ホームページ掲載の利用方法等を参照すること。

① インターネット環境がない場合や北海道内からの申請は、持参または郵送でも受け付けます。

持参の場合は、上記期間の開庁日で午前8時45分から午後5時30分までとする。

郵送の場合は、上記期間内に必着とする。余裕を持って発送し、受理書を兼ねた共通様式9（控）又は共通様式10（控）、不受理書を返送するための返送用封筒（切手貼付け、返送先記載）を必ず同封すること。

提出先 〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1 幕別町企画総務部総務課契約管財係

提出部数 正1部

3 競争入札参加資格者への通知

毎年度3月に開催する幕別町入札参加者資格審査委員会において、資格審査を行い、競争入札参加資格者となった者への通知は、毎年度作成する資格者名簿への登録及び公表をもって行う。（通知書等の発送は行わないでの総務課での閲覧又は町ホームページにて確認すること。）

4 競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、令和6年2月15日までに納税証明書を提出しない場合は、令和6年度の名簿から削除する。

5 物品購入の申請品目について

土木建設機械・器具、農林業用機械・器具、漁業用機器・資材、設備用機器・資材、電気通信機器・資材、工作機械・器具 建材類、原材料類 農林業用資材、機械修繕、工業薬品・火薬類、その他産業、医療機器、医療用品類、医薬品、一般薬品資材類、その他衛生、教材用各種用品、理化学機器・資材、計測機器類、図書・定期刊行物、運動具、動物、その他教育、事務用機器家具・調度品、文具・用紙類、印章 写真類、その他事務、フォーム印刷、凸版印刷、凹版印刷、平版印刷、孔版印刷複写類、製本、印刷機器・資材、その他印刷、自動車、自転車・その他車類、車両用品、車両修繕、その他車両、車両燃料、暖房燃料、油脂類、染料、その他油脂燃料、被服類、寝具類、靴鞄類、一般繊維皮革類、その他繊維皮革、保安消防器材、記章・プレート・旗類、広告物・看板類、時計・貴金属類、食料品等、金物・陶磁器類、日用雑貨、洗たく、電力供給、その他物品、車両リース、事務用機器リース、土木・建設機械リース、医療機器リース、その他リースとする。

6 業務委託の申請業種について

施設管理・清掃、警備、道路管理・清掃、機械設備保守、環境測定水質等検査、電算、運送、処分、広告・企画、除雪、公園、テープ起こし、クリーニング、派遣、その他業務委託とする。

7 買い入れの申請品目について

古紙、木材・間伐材、その他買い入れとする。

8 物品購入・業務委託等を申請するために必要な資格

(1) 全ての申請をする者に必要な資格

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

(2) 物品購入及び業務委託等を申請する者に必要な資格

法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合においては、その許可、免許、登録等を得ていること。別紙3「取扱品目に必要な許可・登録証明書の例（添付書類3関係）」及び別紙4「申請業務に必要な許可・登録証明書の例（添付書類3関係）」を参照すること。

9 物品購入・業務委託等の申請書類

別紙2「物品購入・業務委託等の申請書類一覧表」による。

10 その他

申請書類に不備、不足がある場合は受付しないので、別紙2「物品購入・業務委託等の申請書類一覧表」の注意事項等を必ず参照すること。（仮受付や書類の一時預かりは原則不可）

受付期間内の電話等での問い合わせは原則不可とする。（審査状況等）

郵送又は電子申請の場合、審査に概ね1～2週間要するため、余裕を持って申請すること。

持参の場合は、即日審査とする。